

NTTグループ グリーン調達ガイドライン

2021 年 4 月 制定版

履歴

発 行	主な変更内容
2013 年 12 月	グリーン調達ガイドライン、グリーン調達ガイドライン追補版を統合
2020 年 6 月	お問い合わせ先を修正
2021 年 4 月	・環境エネルギービジョン等を反映し、温室効果ガスの削減等の環境負荷削減の取り組みを追加 ・社会動向に合わせ有害物質等の記載を最新化

目次

第1章	NTT グループの環境活動	3
第2章	サプライヤ様の取り組み	6
第3章	サプライヤ様の評価	14
第4章	その他	20

第1章 NTTグループの環境活動

1. NTTグループ地球環境憲章

NTTグループでは、環境を含むCSR活動の基本方針である「NTTグループCSR憲章」の下に、地球環境保護に関する基本理念と方針を明文化した「NTTグループ地球環境憲章」を制定し、NTTグループ一体となって環境活動に取り組んでいます。

NTTグループ地球環境憲章

基本理念

人類が自然と調和し、未来にわたり持続可能な発展を実現するため、NTTグループは全ての企業活動において地球環境の保全に向けて最大限の努力を行う。

基本方針

1. 法規制の遵守と社会的責任の遂行

環境保全に関する法規制を遵守し、国際的視野に立った企業責任を遂行する。

2. 環境負荷の低減

温室効果ガス排出の低減等の重点課題に対して行動計画目標を設定し、継続的改善に努める。

3. 環境マネジメントシステムの確立と維持

各事業所は環境マネジメントシステムの構築により自主的な環境保護に取り組み、環境汚染の未然防止と環境リスク低減を推進する。

4. 環境技術の開発

ICTサービス等の研究開発により環境負荷低減に貢献する。

5. 社会支援等による貢献

地域住民、行政等と連携した、日常的な環境保護活動への支援に努める。

6. 環境情報の公開

環境関連情報の公開により、社内外とのコミュニケーションを図る。

7. 生物多様性の保全

生物多様性と事業との関わりを把握し、生物多様性を将来世代に引き継ぐために取り組みを推進する。

2. NTT グループ環境宣言

NTT グループは、「NTT グループ地球環境憲章」の基本理念や基本方針を礎とし、ステークホルダーの皆さまと共に創っていく地球環境の未来像と、その実現に向けた環境活動を通じて、私たちがどのような企業でありたいかを描き、それを「NTT グループ環境宣言」として策定しました。

「人と地球が調和する未来」、そこでは世界中のあらゆるものがつながる持続可能な社会が実現されている、そのような未来の実現に向けて、私たち NTT グループは環境貢献の最先端企業の一員として力を十分に発揮できることをめざし、日々の環境活動に取り組んでいきます。

NTT グループ環境宣言



環境目標 2030

 社会が低炭素化している未来へ	NTTグループによる社会のCO₂排出の削減貢献量を、NTTグループ自身の排出量の10倍以上とします。 通信事業（データセンター含む）の通信量あたりの電力効率を、2013年度比で10倍以上とします。 気候変動への適応に貢献するため、あらゆる活動を通じた取り組みを積極的に推進します。また、ステークホルダーの皆さまとも協働していきます。
 資源が循環している未来へ	NTTグループが排出する廃棄物の最終処分率について、ゼロエミッション（1%以下）を達成します。
 自然と共生している未来へ	生態系を保全するため、あらゆる活動を通じた取り組みを積極的に推進します。また、ステークホルダーの皆さまとも協働していきます。

3. NTT グループ環境エネルギービジョン

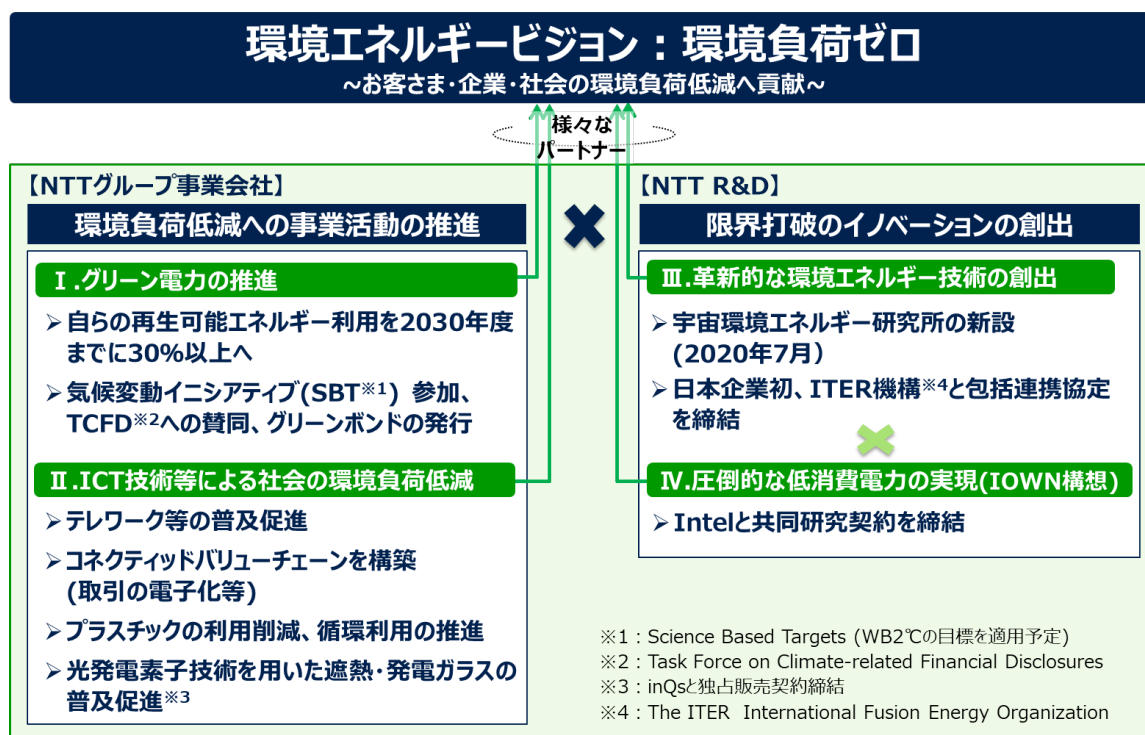
NTT グループは、環境負荷の低減に向けた取り組みをより一層強化することを明確に示すため、環境負荷ゼロを目指す「環境エネルギービジョン」を策定しています。自らの環境負荷削減に取り組むとともに、NTT のサービスをご利用いただいているお客さまにもグリーンな ICT サービス・社会基盤を提供し、お客さま・企業・社会の環境負荷低減をめざしていきます。

「環境エネルギービジョン」は、グリーン電力の推進、ICT 技術等による社会の環境負荷低減、革新的な環境エネルギー技術の創出、圧倒的な低消費電力の実現の 4 つの柱から構成され、環境負荷低減への事業活動の推進と R&D による限界打破のイノベーションの創出により、お客さま・企業・社会の環境負荷低減に貢献していきます。この取り組みを推進するため、国際的な気候変動イニシアティブである SBT^{※1}へ参加しています。

本ビジョンでは、サーキュラーエコノミーの概念を取り入れ、廃棄物のみならず気候変動問題に対しても、事業活動と環境が両立した持続可能な社会の実現に向け、環境に与えるマイナス影響を「ゼロ」にすることをめざします。

※Science Based Targets: パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準（Well Below 2℃:WB2℃）に抑え、また 1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5 年～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと

環境エネルギービジョン



第2章 サプライヤ様の取り組み

第1章の方針やビジョンを実現するために、NTTグループは一体となって環境活動に取り組んでいきます。環境活動の一環として環境への影響を考慮した調達（グリーン調達）を推進します。サプライヤ様も地球環境の保全に向けてNTTグループの環境活動にご協力をお願いします。

NTTグループのグリーン調達に関する基本的な基準を以下に示します。なお、NTTグループ各社独自の基準（ガイドラインや仕様書、図面等）が提示された場合、また、NTTグループ各社の所在する国の法律、自治体の条例、規則等や、顧客要求等により本ガイドラインと異なる要請をした場合は、各社の要請を優先してください。

2.1 適用範囲

本ガイドラインは、NTTグループが調達する製品・サービスについて適用します。

2.2 用語の定義

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下の他、JIS Q 14001 / ISO 14001 によるものとします。

- ・製品アセスメント : 製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品・材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し、必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。
- ・バイオマスプラスチック : 再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック。

2.3 サプライヤ様の取り組み

2.3.1 環境マネジメントシステムの構築・運用

事業活動における環境負荷低減の取り組みとして、環境マネジメントシステムを構築し、運用をお願いします。環境マネジメントシステムの構築にあたっては以下を参考にしてください。

ISO14001、EMAS、KES、エコアクション 21、エコステージ等

2.3.2 環境負荷削減の取り組み

(1) 温室効果ガスの削減

自社の事業活動及びサプライチェーン全体から排出する温室効果ガスの排出量の把握及び目標を設定し、削減の取り組みをお願いします。また、使用するエネルギーは可能な限り再生可能エネルギーの使用をお願いします。

NTTグループは温室効果ガスの削減の取り組みを実施しているサプライヤ様から優先的に調達します。

(2) 資源循環の取り組み

事業活動に伴う廃棄物量を把握し、可能な限り削減するとともに、リユース、リサイクルを実施し、処分方法（マテリアルサイクル、サーマルサイクル、最終処分方法等）とリサイクル率の把握をお願いします。

(3) 生物多様性保全の取り組み

サプライヤ様の用いる資材に対する生物多様性保全への配慮を行うとともに、事業所内外の生態系保全や希少な動植物の保全活動等を、ステークホルダー（従業員、自治体、NGO 等の専門家等）とともに取り組みをお願いします。

(4) 環境保全に関する情報の開示

上記(1)～(3)を含めたサプライヤ様の環境保全活動について、情報公開をお願いします。また、情報公開をしていない場合も含め、NTT グループの要請により、情報の提供をお願いします。

(5) サプライチェーンでの取組推進

2.3.1 項及び上記(1)～(4)の環境保全活動について、サプライヤ様の上流サプライチェーンに働きかけをお願いします。

2.3.3 サプライヤ様への調査

NTT グループの要請により、サプライヤ様の取り組み状況についての調査にご協力をお願いします。（アンケート調査や訪問調査等）

2.4 製品に関する取り組み

サプライヤ様は、製品アセスメントの実施をお願いします。

以下に製品アセスメントを実施する上で、考慮すべき主な項目を示します。

また、本項目以外にも、環境に対する影響を低減する設計等を自主的に実施していただくようお願いします。

2.4.1 材料

(1) 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一をお願いします。

(2) 材料の選定

製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料等を可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料の選定をお願いします。

また、製品に使用する材料は、可能な限り再生材料（リサイクル材料）の使用をお願いします。

【プラスチック材料に関する選定】

サプライヤ様は、以下のとおりプラスチック材料の選定をお願いします。

- ・プラスチック材料を使用する場合は、リサイクルを考慮し、可能な限り下記の4種類から選定をお願いします。
 - ・ポリエチレン
 - ・ポリプロピレン
 - ・ポリスチレン
 - ・ポリエステル
- ・お客様に提供する製品等にはプラスチックを可能な限り回避し、使用する場合は最小限に留め、可能な限り再生材料（リサイクル材料）やバイオマスプラスチックの使用をお願いします。

(3) 有害物の使用抑制

原則、製品には、法律や規制に則り、有害物や特別な廃棄処理が必要なものを使用しないでください。これらを使用する場合、サプライヤ様は使用した有害物の名称、使用量を明確にするとともに、NTT グループの要請により、使用中の漏洩防止、製品からの分離、輸送、リサイクル及び廃棄処理方法の説明をお願いします。

NTT グループは、製品に含まれる有害物に関して3段階に分類し管理しています。

- ・含有禁止物質：製品への含有を禁止する物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制で製造禁止等が要求されている物質で、NTT グループが指定する物質。
- ・含有抑制物質：製品への含有を抑制すべき物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制（海外を含む）で規制対象となっている物質並びに社会情勢及び技術動向を勘案し、NTT グループが指定する物質。
- ・管理物質：製品への含有を管理すべき物質。
環境及び人の健康に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制で使用状況の管理等が要求されている物質で、NTT グループが指定する物質。

①有害物の指定

有害物の指定は、以下のとおりとします。

- ・国内での使用を目的として調達するものについては表1に記載の通りです。
- ・日本以外の国・地域での使用を目的とするものについては、当該国の法規制に従うこととし、含有抑制物質には表1のNTTが指定する物質を含むものとします。
- ・有害物のリストはアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営する

chemSHERPA の「管理対象物質情報」からも入手できます。

【chemSHERPA Web サイト】<https://chemsherpa.net/>

引用される法令は、最新のものを確認いただくようお願いします。

表 1 から除外した物質であっても、明らかな有害性（吸入・経口慢性毒性、発癌性、生殖毒性等）のある物質は使用しないように努めてください。

表 1

含有禁止物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定される第 1 種特定化学物質。	化審法
	労働安全衛生法第 55 条に規定される製造禁止物質。	安衛法
	水質汚濁防止法第 14 条の 3 に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 2 条に規定される特定物質で、同施行令別表において規定されている物質。ただし、議定書附属書 C のグループ I を除く。	オゾン層保護法
	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定される物質。	ダイオキシン法
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 1 条に規定される物質。	PCB 特措法
含有抑制物質 （含有禁止物質重複する場合はその指定による。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 項において規定される特定有害産業廃棄物の要件となる金属、化学物質等で、同施行規則別表第二に規定される物質。	廃掃法
	地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項、並びに同施行令第 1 条及び第 2 条に規定される物質であって、同法第 2 条第 5 項に該当する物質。	温暖化法
	水質汚濁防止法第 14 条の 3 に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質を除く物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 2 条に規定される特定物質で、同施行令別表において議定書附属書 C のグループ I として規定されている物質。	オゾン層保護法
	土壤汚染対策法第 2 条に規定された特定有害物質であって、同施行令第 1 条に規定されている物質。	土汚法
	NTT グループが指定する海外規制。 （RoHS 指令、REACH 規則で指定される物質）	RoHS 指令 REACH 規則

	社会情勢及び技術動向を勘案し、NTT グループが指定する物質として「紛争鉱物」を指定する。 *米国上場企業は、コンゴ民主共和国またはその隣接国で産出される「紛争鉱物」の製品への使用状況などについて、開示することを義務付けられている。（「紛争鉱物」とは、タンタル、スズ、金、タングステン、その他米国国務長官が指定する鉱物）	-
管理物質	労働安全衛生法施行令 別表 3 第 1 類物質及び第 2 類物質	安衛法
（含有禁止物質及び含有抑制物質と重複する場合はその指定による。）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 2 項で規定される物質であって同施行令第 5 条（第 3 号及び 4 号を除く）に該当する物質、及び、同法第 2 条第 3 項で規定される物質であって同施行令第 6 条（第 3 号及び 4 号を除く）に該当する物質。	P R T R 法

②有害物の含有管理

サプライヤ様は、製品が含有する含有禁止物質、含有抑制物質及び管理物質について、含有実績等の管理をお願いします。また、NTT グループ各社の要請により管理情報の提示をお願いします。

原則、提示すべき管理情報には、表 2 の情報を含みます。

- ・ 基本情報：含有禁止物質、含有抑制物質及び管理物質について管理すべき情報
- ・ 追加情報：抑制物質及び管理物質について管理すべき情報

表 2

	管理情報	含有禁止物質	含有抑制物質	管理物質
基本情報	・ 有害物の含有の有無	○	○	○
追加情報	・ 有害物の含有濃度 ・ 製品（又はユニット）1 台あたりに使用（含有）する有害物の量 ・ 有害物の使用目的及び使用箇所 ・ 製品を使用中（運用中）及び廃棄時に有害物が環境に漏洩する可能性 ・ 有害物の使用箇所の分離方法 ・ リサイクル及び廃棄方法 ・ 有害物の使用抑制方法（代替物質の有無）等		○	○

(4) 生物多様性

生物由来の材料を使用する場合は生物多様性への配慮をお願いします。

(5) 枯渇性資源・希少資源

枯渇性資源・希少資源については可能な限り削減するよう努め、持続可能な原材料調達を実施してください。また、名称、使用量を明確にするとともに、NTT の要請により使用中の漏洩防止、製品からの分離、輸送、リサイクル及び廃棄方法の説明をお願いします。

2.4.2 製品の設計

(1) 省エネルギー

製品のエネルギー（電力、化石燃料）消費は、可能な限り少なくなるよう設計をお願いします。

- ①「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に指定されている特定機器は当該法に準じた性能を有すること。

また、以下の標準、ガイドライン対象製品は、これに準じた性能を有すること。

- ・「国際エネルギースタープログラム」
- ・「NTTグループ省エネ性能ガイドライン」

②抑制すべき性能

- ・平均消費電力：提示した使用条件における使用電力量の平均
- ・発熱量：提示した使用条件における装置内部での発熱量
- ・最大消費電力

(2) 減量化

製品は、可能な限り減量化をお願いします。

(3) 長寿命化

製品は、可能な限り長寿命化をお願いします。

(4) 分解の容易性

製品は、可能な限り、再使用可能な部品、再生可能な材料毎に容易に分解可能な構造とさせていただくようお願いします。

(5) 回避すべき加工方法等

製品に使用するプラスチック材料には、可能な限り下記の処理等を行わないようにしていただくようお願いします。これらの処理が必要な場合は、NTT グループの要請により情報の提示をお願いします。

- ・プラスチック表面の塗装及びメッキ
- ・ラベル等の添付（ただし、ラベルの材質がベースとなるプラスチック材料と同種類で、かつ接着剤を使用すること無しにラベルを接着する場合（溶着など）はその限りでは

ありません)

- ・強化ガラスなどのフィラーの混入

2.4.3 表示

製品及び部品は、材料名を明記する等、リサイクル及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で可能な限り表示をお願いします。

(1) プラスチック材料名の表示

①引用規格

- ・ J I S K 6 8 9 9 - 1 (I S O 1 0 4 3 - 1)
「プラスチック — 記号 — 第1部：基本重合体（ポリマー）及びそれらの特性」
- ・ J I S K 6 8 9 9 - 2 (I S O 1 0 4 3 - 2)
「プラスチック — 記号 — 第2部：充てん材及び強化材」
- ・ J I S K 6 9 9 9 (I S O 1 1 4 6 9)
「プラスチック — プラスチック製品の識別と表示」

②材料名の記号

製品及び部品に使用するプラスチック材料からなる成形品は、可能な限り、J I S K 6 8 9 9 - 1、J I S K 6 8 9 9 - 2 及び J I S K 6 9 9 9 に従った材料名の記号の表示をお願いします。

③表示方法

原則、ラベルによる表示は行わないようお願いします。ただし、ラベルの材質がベースとなるプラスチック材と同種類で、かつ接着剤を使用すること無しに接着する場合（溶融等）はその限りではありません。

(例)

- ・ 金型に記号を彫り、成形によって行う方法
- ・ エンボス加工によって行う方法
- ・ メルトインプリントによって行う方法

④表示位置

廃棄時及び分解時に容易に確認できる位置への表示をお願いします。

(2) 有害物質に関する表示

有害物質に関する表示に当たっては J-Moss に従い情報の表示をお願いします。

J-Moss : JIS C 0950「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (the marking for presence of the specific chemical substances for electrical and electronic equipment)」

2.4.4 梱包材

梱包材は、可能な限り次に示す項目に配慮してください。また、梱包材による環境影響を低減

するため、製品の構造（設計）にも配慮をお願いします。

(1) 構造

梱包材は、繰り返し再使用可能な構造としていただくようお願いします。

(2) 材料

梱包材は、プラスチックの使用を可能な限り回避し、使用する資源を削減した上で、再生材料（リサイクル材料）や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の使用をお願いします。

(3) 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名の表示をお願いします。

(4) プラスチックの梱包材に関する要求事項

梱包材にプラスチック材料を使用する場合、2.4.3(1)項に準じて材料名の表示をお願いします。

2.4.5 廃棄処理の容易性

製品（梱包材を含む）が中間処理及び最終処分されるとき、処理施設及び施設の周辺環境等に可能な限り影響を与えないように配慮した製品の設計をお願いします。

2.4.6 リサイクル・廃棄方法

サプライヤ様は、製品のリサイクル・廃棄方法について手順を作成し、NTTグループの要請により、説明をお願いします。可能な限りプラスチックのリサイクルはマテリアルリサイクルとするようお願いします。

第3章 サプライヤ様の評価

3.1 サプライヤ様の評価

NTTグループは、サプライヤ様の環境保全活動及び調達する製品に関して、『企業評価』及び『製品評価』により評価を実施します。

- ・企業評価：「2.3 サプライヤ様の取り組み」に基づき環境への取り組みを評価します。
- ・製品評価：「2.4 製品に関する取り組み」に基づき製品の環境配慮度を評価します。

3.2 評価基準

各評価項目における評価基準は下記のとおりとします。

- ・企業評価：企業評価基準リスト（表3）による。
- ・製品評価：製品評価基準リスト（表4）による。

表 3 企業評価

ガイドライン項目	質問事項	評価
2.3.1 環境マネジメントシステムの構築・運用	環境マネジメントシステムの構築・運用をしていますか。	1. IS014001 等の外部による認証登録をしており環境マネジメントシステムを運用している 2. IS014001 等の規定に準拠した環境マネジメントシステムを構築し、運用している 3. 環境マネジメントシステムを構築していない
	1 と回答した場合、登録情報を教えてください。	規格・認証名 認証取得機関 認証番号 有効期限
	1 もしくは 2 と回答した場合、適用範囲を教えてください。	1. 全社 2. 一部組織のみ 適用範囲 ()
	3 と回答した場合、今後構築する予定はありますか。	いつまでに構築予定ですか () までに構築予定
	環境関連法規法令、規則を管理する仕組みがありますか。	1. ある 2. ない
	環境に配慮した製品の設計・製造に関する目標がありますか。	1. ある 2. ない
	環境目標達成のための実行計画がありますか。	1. ある 2. ない
	環境マネジメントシステムを運用するための役割及び責任が明確になっていますか。	1. 明確になっている 2. 明確になっていない
	従業員に対し環境マネジメントシステムの運用に関する教育訓練を行っていますか。	1. 実施している 2. 実施していない
	自社の環境保全に関する情報を公開していますか。	1. 実施している 2. 実施していない
	環境マネジメントシステムの要求事項を明確に定めていますか。	1. 実施している 2. 実施していない

	事故・災害時に対応する仕組みがありますか。	1. ある 2. ない
	環境管理上重要な側面（水質、排気、化学物質、廃棄物等）を定常的に監視、測定していますか。	1. 実施している 2. 実施していない
	不適合事項に対し、是正処理、予防処置が行われていますか。	1. 実施している 2. 実施していない
	環境管理に関する記録が実施され保管されていますか。	1. 実施している 2. 実施していない
	内部環境監査の仕組みがあり、且つ実施されていますか。	1. 実施している 2. 実施していない
2.3.2 環境負荷削減の取り組み (1) 温室効果ガスの削減	自社の事業活動及びサプライチェーン全体から排出する温室効果ガスの排出量を把握していますか。	1. 温室効果ガスの排出量を把握している 2. 温室効果ガスの排出量の把握を計画している 3. 温室効果ガスの排出量を把握していない
	自社の事業活動及びサプライチェーン全体から排出する温室効果ガスの排出削減の取り組みを実施していますか。	1. 温室効果ガスの排出削減の取り組みを実施している 2. 温室効果ガスの排出削減の取り組みを計画している 3. 温室効果ガスの排出量削減の取り組みをしていない
	温室効果ガスの取り組みについて、社外へ情報公開していますか。	1. 情報公開している 2. 情報公開を計画している 3. 情報公開していない
(2) 資源循環の取り組み	事業活動に伴う廃棄物量を把握し、できる限り削減するとともに、リユース、リサイクルを実施し、処分方法（マテリアルサイクル、サーマルサイクル、最終処分方法等）とリサイクル率を把握していますか。	1. 廃棄物の排出量、処分方法、リサイクル率を把握し、排出量削減やリサイクル率の向上に取り組んでいる 2. 廃棄物の排出量、処分方法、リサイクル率の把握について計画している。 3. 廃棄物の排出量、処分方法を把握していない

(3) 生物多様性保全の取り組み	生物多様性保全に関して従業員への啓発を行うとともに、サプライヤの事業所内外の生態系保全や希少な動植物の保全活動等を、ステークホルダー（従業員、自治体、NGO 等の専門家等）とともに実施していますか。	1. NGO などの外部機関と連携し生物多様性保全の取り組みを実施している 2. 生物多様性保全の取り組みを計画している 3. 生物多様性保全の取り組みを実施していない
(4) 環境保全に関する情報の開示	上記(1)～(3)を含めたサプライヤ様の環境保全活動について、情報公開を行っていますか。	1. 環境報告書等によって情報公開している 2. 情報公開を計画している 3. 情報を公開していない
(5) サプライチェーンでの取組推進	2.3.1 項及び上記(1)～(4)の環境保全活動について、サプライヤ様の上流サプライチェーンに働きかけを行っていますか。	1. グリーン調達ガイドライン等により上流サプライチェーンに働きかけを行っている 2. 上流サプライチェーンに働きかけを計画している 3. 上流サプライチェーンに働きかけはしていない

表 4 製品評価

ガイドライン項目	質問事項	評価
2.4.1 材料		
(1) 材料の統一	製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(2) 材料の選定	製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料等を可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料を選定していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	製品に使用する材料は、可能な限り再生材料（リサイクル材料）を使用していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	プラスチック材料からなる成形品に対し推奨プラスチック材料を使用していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	お客様に提供する製品等について、プラスチックを可能な限り回避し、使用する場合は最小限に留めていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない

	お客様に提供する製品等について、再生材料（リサイクル材料）やバイオマスプラスチックを可能な限り使用していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(3) 有害物の使用抑制	特別な廃棄処理が必要な物や化合物、NTT グループ各社が所在する 国や地域で定めた法律や規制に則り有害物を使用しないようにしていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	含有禁止物質（弊社指定）の含有管理を実施し、管理情報を提示できますか。	1. 提示できる 2. 提示できない
	含有禁止物質（弊社指定）を使用していますか。	1. 使用している 2. 使用していない
	含有抑制物質（弊社指定）の含有管理を実施し、管理情報を提示できますか。	1. 提示できる 2. 提示できない
	含有抑制物質（弊社指定）を使用していますか。	1. 使用している 2. 使用していない
	含有抑制物質を使用した製品を削減していますか。	1. 削減している 2. 削減していない
	管理物質（弊社指定）の含有管理を実施し、管理情報を提示できますか。	1. 提示できる 2. 提示できない
(4) 生物多様性	生物由来の材料を使用する場合は生物多様性に配慮していますか。	1. 配慮している 2. 配慮していない
(5) 枯渇性資源・希少資源	枯渇性資源・希少資源については可能な限り削減するよう努め、持続可能な原材料調達を行っていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
2.4.2 製品の設計 (1) 省エネルギー	法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、国際エネルギーステッププログラム、NTT グループ省エネ性能ガイドライン）に遵守・準拠した電力性能を有していますか。	1. 有している 2. 有していない
	製品使用時の消費エネルギー（消費電力）を抑制していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(2) 減量化	製品は、小型化・軽量化等を可能な限り考慮した設計していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(3) 長寿命化	製品は、可能な限り長寿命化を図っていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない

(4) 分解の容易性	製品は、可能な限り、再使用可能な部品、再生可能な材料毎に容易に分解可能な構造としていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(5) 回避すべき加工方法等	NTT が指定する『回避すべき加工方法等』を採用しないようにしていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	『回避すべき加工方法等』を施している場合、その情報を提示することができますか。	1. 提示できる 2. 提示できない
(6) 廃棄処理の容易性	製品が中間処理及び最終処分されるとき、処理施設及び施設の周辺環境等に可能な限り影響をあたえないように配慮して製品を設計していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
(7) リサイクル・廃棄方法	製品のリサイクル・廃棄方法について手順を作成し、NTT グループの要請により、その手順を説明できますか。	1. 説明できる 2. 説明できない
	プラスチックのリサイクルは可能な限り、マテリアルリサイクルとしていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
2.4.3 表示 (1) プラスチック材料名の表示	プラスチック材料からなる成形品に対し JIS 規格に従った材料名記号の表示を施していますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	プラスチック材料名の表示方法について原則、ラベルによる表示を行わないようにしていますか。	1. 取り組んでいる 2. 取り組んでいない
	プラスチック材料名の表示位置について、廃棄時及び分解時に容易に確認できる位置に表示していますか。	1. 容易に確認できる位置に表示している 2. 容易に確認できる位置に表示していない
(2) 有害物の表示	有害物質に関する表示に当たっては J-Moss に従い情報を表示していますか。	1. 表示している 2. 表示していない
2.4.4 梱包材	繰り返し使用可能な構造の梱包材を使用しているか。	1. 使用している 2. 使用していない
	梱包材に再生材（リサイクル材料）やバイオマスプラスチックを可能な限り使用していますか。	1. 使用している 2. 使用していない
	プラスチック材料を使用した梱包材の使用量を可能な限り削減していますか。	1. 削減している 2. 削減していない

	プラスチック材料を使用した梱包材に材料名記号表示を施していますか。	1. 表示している 2. 表示していない
--	-----------------------------------	-------------------------

第4章 その他

4.1 グリーン調達ガイドライン Q&A

<全般>

No.	質問	回答例
1	改定されたグリーン調達ガイドラインは、調達時の必須条件になるか？	グリーン調達ガイドラインはグリーン調達に関する NTT グループの基本的な考え方を示したものであり、一般的な項目を示したものです。 法規制で禁止されている含有禁止物質等については必須で遵守いただく条件になります。
2	グリーン調達ガイドラインの適用範囲は？	NTT グループが対象です。 なお、NTT グループ各社独自の基準（ガイドラインや仕様書、図面等）が提示された場合、また、NTT グループの各社の所在する国の法律、自治体の条例、規則等や、顧客要求等により本ガイドラインと異なる要請をした場合は、各社の要請を優先してください。

<2.4 製品に関する取り組み>

(2.4.1 材料 (2)材料の選定)

No.	質問	回答例
1	推奨材料を選定した理由を教えてください。	・リサイクルの容易性（マテリアル及びサーマル） ・埋立て時の環境影響 ・製造時の環境影響 ・社会動向 などを考慮して決定しています。
2	ABS や PC は、自社基準として推奨材料としているが、使用しては駄目か？ なぜ推奨材料ではないのか？どちらもリサイクルし易く、廃棄も容易な素材だ。	機能面で支障が無ければ、推奨材料を使用してください。 ・ABS については、サーマルリサイクルを考えた場合、シアンガスが発生するなどの問題があります。 ・PC についても製造時にホスゲンなどの有害物質が必要となります。また、製造に必要な電力

		が推奨材に比べ大きいという要素があります。 回避材料とはしませんが、推奨材料ともしません。
	PVCはリサイクル方法が確立されており、問題が無いと思うが？	永久にリサイクルできる訳ではなく、いつかは、サーマルリサイクルなどにまわされる可能性があります。 その時、ダイオキシンが発生する可能性が否定できませんし、たとえ高温焼却炉が全国に導入され、ダイオキシンを完全分解できるようになったとしても、塩化水素ガスによって焼却炉を傷めたり、ガスを中和する必要性を考えると、環境への負荷が小さい素材とはいえません。

(2.4.1 材料 (3) 有害物の使用抑制)

No.	質問	回答例
1	含有禁止物質は微量でも含有してはいけないのか？	・意図的に添加しない。 ・現在の科学水準で、製造上明らかに副産物として混入することが判明している製造方法あるいはその製造方法で製造された材料を使用しないの2点を前提としています。
2	金属メッキ等に含有される極微量の重金属も管理対象となるのか？	そのとおりです。 ・意図的に添加している場合 ・現在の科学水準で、製造上明らかに副産物として混入することが判明している製造方法あるいはその製造方法で製造した材料を使用する場合は、管理対象です。
3	ダイオキシン類を含有禁止物質に追加した理由は？	ダイオキシン類が人体に有害であることが明らかになり、ダイオキシン類対策特別措置法が制定されたため、追加しました。

(2.4.3 表示 (1) プラスチック材料名の表示)

No.	質問	回答例
1	プラスチック材料名は何g以上の部材へ表示すればよいのか？	98年1月制定の詳細編では25g以上の成形品としていましたが、99年8月の改定以降は可能な限り表示とします。

4.2 本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改定します。

4.3 お問い合わせ先

日本電信電話株式会社 技術企画部門 プロキュアメント戦略担当

研究企画部門 環境エネルギー推進室

Mail: green-procurement@ntt.com

※NTT グループ各社の調達に関する問い合わせは各社の調達窓口へお願いします。